平成２２年（フ）第５６４号
千葉県松戸市常盤平６丁目11番地の２　ヴィラ伊東11号
債務者　小西　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５６６号
千葉県松戸市松戸2304番地の４　メゾンアサヒ102号
債務者　内山みさ紀
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５６７号
千葉県松戸市日暮６丁目162番地
債務者　新実千恵子
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５６９号
千葉県松戸市小金原７丁目１番地　小金原団地７棟502号
債務者　岩瀬　　力
1　決定年月日時　平成22年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５９号
新潟県三条市鶴田４丁目１番30号
債務者　土田　康之
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第４２号
京都府亀岡市大井町並河２丁目２番15号
債務者　俣野　朋代
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５７号
京都府亀岡市東別院町湯谷柳山26番地160
債務者　阿部アユこと奈良アユこと　ＨＥＲＮＡ　ＳＲＩ　ＲＡＨＡＹＵ
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
北海道岩見沢市北３条西４丁目２番９号
債務者　荒井　夏美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１００号
北海道美唄市東２条南４丁目３番16号
債務者　千葉　美江（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１３号
北海道美唄市東３条南１丁目３番12号
債務者　西保　隆子（旧姓古木）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１１９号
北海道岩見沢市４条西10丁目９番地２
債務者　春木　雅江
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２２号
北海道岩見沢市栄町６丁目４番９号
債務者　伊藤真澄美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２５号
北海道夕張郡由仁町熊本379番地
債務者　松島　力雄
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０３０号
名古屋市熱田区一番２丁目９番25号　プレスイン一番町８Ｃ号
債務者　伊深　　毅
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９１号
香川県高松市築地町16番地15ドルフィン築地802号
債務者　篠原　隆文（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８８７号
仙台市若林区遠見塚２丁目１番21―101号
債務者　菅原　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
仙台市青葉区中山４丁目17番１―304号
債務者　森田　孝行
1　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係